

# 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行について

(平成17年8月17日)

(栃生企第14号、栃務第25号、栃地第7号)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「法」という。)のうち、既に施行されている第6条、第7条及び第15条を除くすべての規定が、平成17年7月15日から施行された。

今回施行された規定のうち、警察に関係するものに係る運用要領等は下記のとおりであるので、適切な運用を図られたい。

## 記

### 1 裁判所からの所在の調査及び発見時の通知・保護関係

#### (1) 対象者の所在の調査(法24条第5項前段)

##### ア 裁判所からの所在の調査依頼

(ア) 裁判所は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者(以下「対象者」という。)の保護者等への調査、検察庁、保護観察所、医療機関等の関係機関への照会を行うなど、可能な限りの調査をした上で、警察署長(以下「署長」という。)に対する所在の調査を求めるとしている。

(イ) 裁判所からの所在の調査の依頼は、家出人捜索願受理票(甲)(以下「受理票」という。)に判明している事項を記載した上で、必要な資料を添付し、当該裁判所の所在地を管轄する警察署に郵送される。

ただし、直ちに所在の調査を依頼する場合等、緊急を要する場合は、受理票及び資料がファックスにより送付された後、原本が郵送される。

(ウ) 郵送又はファックスにより裁判所から所在の調査の依頼を受けた署長は、速やかに受理票の「保護者等」欄に記載された裁判所の連絡担当者に連絡し、対象者の発見活動に必要な事項等について、家出人捜索願受理票項目に従い、追加して聴取を行うこと。

また、裁判所は、警察官が対象者を発見した際の裁判所への通知先として、夜間・休日にも対応可能な体制を整えることとしており、夜間・休日における連絡先も必ず確認し、受理票の「保護者等」欄又は「補充事項」等に記載すること。

なお、基本的に同行状(法第26条第3項)が発付されている対象者についてのみ裁判所から所在の調査を求められるが、同行状が発付されていない者についても所在の調査を求められることがあるため、裁判所において受理票の「保護者等の意向・発見時の措置」欄に同行状の有無を記載することとしている。同欄にその旨が記載されていない場合は、同行状が発付されていないことを確認するとともに、同行状を発付する予定を確認すること。

(エ) 裁判所は、署長に所在の調査を求めるときに同行状が発付されていない場合で、事後、同行状が発付された場合には、速やかに当該署長に連絡することとしている。所在の調査の依頼を受けた後に、当該対象者に対する同行状が発付された旨の連絡を受けた署長は、直ちに受理票にその旨を記載するとともに、家出人手配登録の登録事項の変更等、必要な措置をとること。

##### イ 署長の措置

裁判所から所在の調査の依頼を受けた署長は、当該対象者については、家出人発見活動要綱(昭和51年10月69日付け栃防少第712号他、例規通達。以下「要綱」という。)第2条第2項に定める特異家出人に準じて取り扱うこと。

すなわち、裁判所から所在の調査の依頼を受けた署長は、要綱第9条に定める報告等を行った上で、要綱第12条から第19条までに定める必要な手配等を行うほか、手配を受けた署長は、要綱第21条に定める措置をとること。

また、裁判所から所在の調査の依頼を受けた署長は、警察庁情報管理システムによる家出人手配登録実施要領の制定について(平成17年8月17日付け、栃生企第593号他)に定めるところに従い、家出人手配登録を依頼すること。

(2) 対象者の発見時の通知・保護(法第24条第5項後段及び第75条第2項)

ア 裁判所への通知

職務質問等により、対象者を発見した場合には、手配裁判所の連絡先に直ちに発見した旨を通知するとともに、対象者に対する同行状の有無を確認すること。

イ 同行状が発付されている場合

(ア) 対象者の身体特徴等、本人を特定するための確認を徹底し、同行状が執行されるまでの間、その者を保護すること。(法第75条第2項の保護においては、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第3条第1項第1号の保護と同様、保護の目的を達成するために必要な限度内において強制力を行使することも可能であるとされている。)

対象者を保護している間は、保護取扱規程(昭和37年栃木県警察本部訓令第8号)の定めるところに従い、適正な保護に努めること。

(イ) 警察から通知を受けた裁判所は、同行状の執行者(裁判所書記官又は検察事務官若しくは保護観察所の職員)を警察に連絡することとしている。連絡を受けた署長は、同行状の執行者に連絡し、執行着手の時間や執行する際の体制等について、直接確認すること。

ウ 同行状が発付されていない場合

対象者が所在不明となっている者であることに鑑み、可能な限り住所等を聞き取るよう努めるとともに、警察官職務執行法に基づく保護等、他の法令に基づく対応が必要な場合においては、所要の措置をとること。

2 同行状を執行する際の一時保護場所としての警察署の提供関係(法第28条第4項)

警察署における保護は、同行状の執行者の責任の下、執行者があらかじめ準備した人員により保護室等を使用して行うこととなるが、同行状を執行した場所から引致すべき場所まで遠隔であるなど、直接かつ速やかに引致することが困難な場合であり、かつ、他に適切な保護場所がないなど、真にやむを得ない事由がある場合に限り行うこととされている。

また、本項は、警察に対して保護の義務を課したものではなく、保護のための場所の提供を義務付けるものでもないとされているため、同行状の執行者から警察署における保護を行いたい旨の連絡を受けた場合は、署長がその使用状況等を勘案した上で、保護場所として提供するか否かを判断すること。

なお、当該保護のために必要な費用については、警察が負担する必要はないとされているので留意すること。

3 指定入院医療機関からの所在調査関係(法第99条第3項及び第4項)

法第99条第3項の指定入院医療機関からの所在調査の依頼は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第39条第1項の規定に基づく精神病院の管理者からの探索の依頼と同様、指定入院医療機関の管理者から当該指定入院医療機関の所在地を管轄する署長に対し、搜索願が出されることにより行われる。

依頼を受けた警察署では、裁判所からの所在の調査依頼と同様、当該対象者を特異家出人に準じて取り扱うこと。

また、対象者を発見した場合は、原則として保護するとともに、直ちにその旨を当該指定入院医療機関に通知し、その者の引取りを要請すること。この場合においても、その者が引き取られるまでの間、保護取扱規程に従い、適正な保護が行われるよう十分配慮すること。

4 警察官の援助関係(法第75条第1項及び第99条第2項)

(1) 警察官の援助を要請する場合の手続き

ア 裁判所が要請する場合

法第75条第1項の規定に基づいて裁判所が警察官の援助を要請するときは、援助要請書(別添1?6参照)によって行うこととされている。

裁判所が警察官の援助を要請する場合、当該援助の対象となる法第75条第1項前段の同行状、命令又は決定の執行を実際に行うのは、裁判所書記官又は裁判所の指揮下にある保護観察所の職員若しくは厚生労働省(地方厚生局)の職員のいずれかとなるので、要請が行われる場合には、事前にこれらの者から警察本部に対して連絡があり、援助の具体的方法、内容等について所要の調整を行った上で援助要請書が発出される。ただし、緊急を要するときは、事前の調整を経ずに、かつ、援助要請書によらずに口頭等のより簡易迅速な方法で要請が行われることもあるので、その場合には可能な範囲で適宜対応すること。この場合において、要請に応じて援助を行ったときは、事後速やかに援助要請書が発出されることとなる。

なお、要請の名あて人は、同項においては「警察官」とされているところ、運用においては、運用の便宜等を考慮して、要請は署長宛てに行うこととしている。

イ 検察官が要請する場合

法第75条第1項の規定に基づいて検察官が警察官の援助を要請するときは、援助要請書(別添7)によって行うこととされている。

要請が行われる場合には、事前に検察官又は検察事務官から警察本部に対して連絡があり、援助の具体的方法、内容等について所要の調整を行った上で援助要請書が発出される。ただし、緊急を要するときは、前記裁判所からの要請同様、口頭等により要請が行われることもあるので、その場合にも可能な範囲で適宜対応すること。また、要請人の名あて人も前記と同様である。

ウ 指定入院医療機関の管理者が要請する場合

法第99条第2項の規定に基づいて指定入院医療機関の管理者が警察官の援助を要請することは極めて例外的な事態である(指定入院医療機関においては、入院者の管理は厳重に行うので、同条第1項に規定する場合自体が極めて例外的な事態である。)ので、要請の手続きに関して特段の定めはない。

したがって、この要請が行われる場合には、口頭等の適宜な方法によることとなる。

(2) 警察官の援助の要請を受けた場合の留意事項

ア 法第75条第1項の警察官の援助の場合

法第75条第1項前段の同行状、命令又は決定の執行及び同項後段の嘱託に係る護送については、執行又は護送を行う者がその適正な実施についての権限と責任を有しているものであり、これらの者においてあらかじめ十分な人員や車両等の装備を準備するなど、十分な準備を行うべきものである。

同項の警察官の援助は、執行又は護送の対象者の行為によって当該対象者又は執行若しくは護送に従事する者の生命、身体等に危険が及ぶおそれや当該対象者が犯罪に及ぶおそれがあると認められる場合等に、それに対処するために求められるものであって、警察官は執行自体又は護送自体に従事してはならないことに留意されたい。

なお、法第42条第1項第1号又は法第61条第1項第1号の決定(対象者を指定入院医療機関に入院させる旨の決定)の執行は、法第45条第1項(法第61条第5項において準用する場合を含む。)の規定により厚生労働省(地方厚生局)の職員に執行させるものとされているが、指定入院医療機関は限られた場所にしか存在しない(法の施行当初は、東京都内に1機関があるのみ。)ので、この決定の執行のための対象者の移送は、複数の都道府県にわたって長距離に及ぶこともあり得る。この場合の対象者の移送に対する警察官の援助には、移送の全行程にわたって警察官が同行するような態様のものは含まれず、移送の途中で対象者が一般市民と接近することが予想される地点(鉄道を用いて対象者を移送する場合の駅等)における警備が援助の内容となるので留意されたい。

イ 法第99条第2項の警察官の援助の場合

法第99条第2項の警察官の援助についても、基本的にはアと同様であるが、この援助の要請が行われること自体が極めて例外的な場合であり、かつ、この援助の要請が行われるのは極めて切迫した状況においてであると考えられるので、この援助の要請を受けた場合には、可能な限り積極的に対応することとされたい。

5 裁判所に出頭した対象者の裁判所同行室における待機関係

裁判所が対象者を裁判所に出頭させた場合(援助要請を受けた場合に限る。)、裁判所同行室を対象者の待機場所として使用する際には、当該同行室において対象者が他の被護送者と接触することのないように、裁判所と協議し、待機場所として使用する時間を調整する等の措置を講ずること。ただし、対象者の待機場所として同行室を利用する場合であっても、警察官が対象者の戒護の責任を負うことはなく、当該対象者に対する同行状の執行者である裁判官が戒護の責任を負うこととなる。また、対象者の病状や態度等を考慮した上での十分な戒護の態勢は、当然、裁判所書記官その他裁判所職員が採ることとなる。

なお、裁判官が必要な事項を命じ、又は処置を執る場合において、秩序維持のために必要があると認めるときにおける、警察官の派出要求(裁判所法(昭和29年法律59号)第72条第2項による第71条の2準用)がなされた場合にはこの限りではない。